

民主税調会長：通常国会に税制改正案提出へー証券優遇税制廃止などで

10月15日(ブルームバーグ)：民主党の藤井裕久税制調査会長はブルームバーグ・ニュースのインタビューに応じ、12月に民主党独自の税制改正大綱をとりまとめたうえで、2008年末以降に期限を迎える証券優遇税制の廃止や道路特定財源の自動車重量税、自動車取得税の廃止などを盛り込んだ税制改正関連法案を次期通常国会に提出する考えを示した。インタビューは10日に行った。

藤井氏は、民主党として「年末に税制改正大綱を策定し、これに基づいて来年の通常国会で参議院に税制改正関連法案を提出する。出した以上は譲らない」と言明。事前の与野党協議についても「(自民・公明両党との)大連立の基礎になる。税制など個別テーマの協議は拒否する。互いの法案を出し、国会でオープンに議論する」と語り、受け入れない考えを明確にした。

民主党が参院で第一党となり、野党が多数を握る「ねじれ国会」では政府提出の来年度予算の成立は憲法の規定で可能だが、07年度末に期限を迎える優遇税制などが盛り込まれた租税特別措置法が参院で否決されれば、その成立には衆院で3分の2以上の表決で再議決する必要がある。政府・与党はこのままでは年度内成立が困難とみて、与野党の事前協議を呼び掛けている。

藤井氏は、租税特別措置の扱いについて「良い特別措置は残すが、悪い措置は切る」と、是々非々で対応する方針を示した。その一方で、一本の改正案として政府が提出する租税特別措置法案のうち所得税関連の特別措置については個別法案として提出することを求めたうえで「3月末を過ぎても時間をかけて議論したい」と述べ、年度末を挟んで二段階に分けて議論する意向を示した。

長期保有株式には軽減税率も

民主党は、税制改革の基本方針に「税制の簡素化」や「公平な所得捕捉(ほそく)」などを掲げている。藤井氏は「金持ち優遇」との批判がある株式譲渡益と配当課税の軽減税率(10%)については「資産性所得の公平を確保する必要がある」と述べ、税率を本則の20%に戻し、金融所得の税率をそろえたい考えだ。ただし、長期保有株式にかかる配当課税については「貯蓄から投資へという考えのもとで配慮が必要」と、軽減税率の維持に理解を示した。

藤井氏は1932年(昭和7年)生まれ。55年に東京大学卒業後、大蔵省入り。主計局主計官などを経て、77年自民党から出馬し参院初当選。93年に自民党を離党し、新生党結成に参加。細川内閣と羽田内閣で蔵相を務めた。その後は新進党などを経て2007年に民主党最高顧問、同党税制調査会長に就任した。

自民党との「対立軸」

民主党は法人税の実効税率の引き下げについて、定率減税の廃止などで8兆円を超える個人負担増が発生したにもかかわらず、大企業への減税を容認するのは不公平との立場。藤井氏は「税率引き下げが経済の活性化に直結するわけではない」と述べ、雇用対策や中小企業支援税制の重要性を挙げた。

昨年末の税制論議でもめた道路特定財源では、政府・与党が暫定税率を含めた税率水準を維持したうえで、道路歳出を上回る税収を一般財源とする妥協案で合意している。これに対し、民主党は道路整備のための特定財源の役割は終わったとして一般財源化を提唱。自動車重量税に上乘せしている暫定税率の廃止や自動車取得税自体の廃止などを提起している。

藤井氏は「道路に使うという前提だった特定財源を一般財源化するとなれば、話は違う。少なくとも自動車取得税はゼロ。自動車重量税も論理的にはゼロのはず」と述べ、自動車重量税の廃止にも踏み込んだ。そのうえで、道路特定財源の一般財源化と証券優遇税制の廃止が「自民党の対立軸となる」とし、独自法案を通常国会に提出する方針を示した。

基礎年金の全額税方式

藤井氏はまた、消費税を基礎年金の財源として目的税化する法案を次期通常国会に提出する意向を示した。同氏は民主党が提唱する全額税方式の基礎年金「最低保障年金」について「現行の消費税率5%でできる」と強調。一定の所得以上の国民への給付額を段階的に減らして、高額所得者は給付対象外とし、現行の消費税収13.3兆円を全額投入することで可能と説明した。

現在、消費税収から年金への税金充当額は約7兆円。残り約5兆円は地方交付税などを含む地方分として配分されている。地方分の消費税収を年金財源に回した場合の不足分について、藤井氏は「約20兆円ある補助金のうち4兆円程度を地方に振り向け、残りは地方財政の歳出削減で対応できる」と語った。

民主党が提唱する新たな年金制度は所得に比例して負担する保険料に応じて給付を受け取る「所得比例年金」と、低額所得者に消費税を財源とした一定の年金給付を補償し、高額所得者を対象外とする「最低保障年金」で構成される。高額所得者は所得比例年金の給付のみ受け取ることがきるという内容だ。

民主党は最低保障年金の給付対象外の所得制限を明確に示していない。小沢一郎代表はこれまでに「全額給付の対象は年収600万円前後まで、所得制限は同1200万円超」との見解を示しているが、藤井氏は「(所得制限を)いくりにするかは議論が残る」と述べるにとどめた。